

消防団の組織概要

会和7年4月1日現在

				<u> </u>							
都道府県名	大阪府	所在地	〒571-8585								
市町村名	門真市		大阪府門真市中町1	町1番1号							
消防団事務所管	総務部危機管理課	電話番号(直通)	06-6902-5812	FAX	06-6902-4935						
消防団名	門真市消防団	メールアドレス	som08@city.kadoma.lg.jp								

	分団数		20	分団	ホー	-ム·	ペ-	-ジι	JRL					<u>h</u>	ttps	://w	/WW	.city	/.ka	dom	ia.o	sak	a.jp					
組織		うち機能別分団数	0	分団					-																			
		方面隊数	4	隊	SNSアカウント																							
		部数		21	部	消防団活動事例・																						
		班数		21	班		F	PR≆	Ŧ																			
		条例定数	247	人																								
		実員数		194	人	啓即前	発流	舌動では	では	ま、』 意識	ر الريا الريا	《予 · 政》	防さ	Fヤ.	ンペセス	ーン ル※	等消	(位) 知识	職員 記品	とう	肖防	団	行 っ	協力	JUf	うしい	、市	内
⊞		男性団員数		189	人	_	方で	ر , ک	本部	浸団員	Į• ∶	女性	団	員等	手に	より	門真	市の)総	合队	5災	訓糸	東に	参加	ال. مال	水	肖火	器
団員数		女性団員数		5	人	啓角	後等	F火 、様	は対象	深つよう	AL 野	で活	動	サしって	に い ま	大変す。	X op	神首	רטו	也、	 	10	∟XI	CC	ען כט)火	思調	ξO)
釵		基本団員数		194	人											_						-						
		大規模災害団員数	0	人											_ 7	本 7	驱											
		その他の機能別団員数	0	人																								
職業構成		国家公務員	1	人																		7	部?	付女	:性:	部		
		地方公務員	12	人																								
	都道府県職員		1	人																								
		市区町村等職員		11	人																							
別 団	特殊法人等公務員に準ずる職員		4	人			ŝ	第一	方面	隊			第.	二方i	面隊		第三	方面	面隊			È	四力	面的	蒃			
_ 員 数	農協職員			2	人																							
		郵政職員	1	人																								
		その他	176	人			П																					
		普通消防ポンプ自動車	4	台																								
ポ		水槽付消防ポンプ自動車 		0	台		第一	-⁄] \β	蒙		第.	二小	隊	第	<u>;</u> —/]	隊	第	<u>一</u> 小	隊	第二	小隊	第	一月	隊	第	三小	隊	
	_北 小	小型動力ポンプ付積載車		16	台																			Γ			Γ	
7 2	ポンプリー	[↑] 型 / 加型動力ポンプ(車両に積載していないもの) - 動		0	台				1			T	7									Ī						
) ji	手引き動力ポンプ		16	台	1.	可/	Ħ	囙						11	薭	常	横	X	打	北	島	上	巣	岸	卞	江	
年額	報酬額(階級:団員) 年額 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額		36,500	円	4	真分隊	路分隊	番	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	番分隊	番分隊	川橋八	三ツ島分	ツ島分	島分隊	称寺分	地分隊	和田恵	越分質	島分	頭分隊	馬伏公	本分隊	和田八	馬伏八	端分質		
年額報酬			36,500	円		13X F	(3) 	P3X		3	P∌x		品分隊)分 隊	Psk 	分隊	Pak 	果分隊	Pak	Pak 	Pak	分 隊	Pak	分隊	が隊	Páx		
出動報酬	出 火災 動		8,000	円	L								P3K					P:#K				L						
	報 酬 風水害等の災害 ※1:「消防団の組織概要等の調査」による。		8,000	円																								

^{※1:「}消防団の組織概要等の調査」による。

^{※2:「}午額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。 「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「一」と記載。

^{※3:}詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。